

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和7年12月9日 (火)

令和7年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月9日(火) 開議 午前10時00分  
散会 午後 1時49分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
建設課長	原田経美	教育課長	青山章
診療所事務長	高尾公彦		

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

## 令和7年第4回東栄町議会定例会議事日程

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 議案第65号 東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第66号 東栄町下水道条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第67号 東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第68号 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第69号 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第70号 東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第71号 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第72号 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第73号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第74号 東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第75号 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第76号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第77号 東栄町保育所設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第78号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第20 議案第79号 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第80号 令和7年度 東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 2 2 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第 2 3 陳情について

## ----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和7年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。  
なお、町長より経済課長欠席の申し出がありましたので、これを受理しております。  
ただいまの出席議員数は8名です。直ちに本日の会議を開きます。

## ----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（岡田浩二君）

議会運営委員長報告。令和7年第4回議会定例会第1日目の運営について、12月3日に議会運営委員会を開催しており、その結果の報告をさせていただきます。日程第1会議録署名議員の指名、日程第2会期の決定は従来とおりであります。日程第3諸般の報告は議長より報告がございます。日程第4行政報告、日程第5町長提出議案大綱説明は、町長より説明と報告があります。その後の議案審議につきましては、配布しました議案審議一覧表のとおりであります。議案第65号から議案第67号までの3議案、議案第68号から議案第70号までの3議案、議案第71号と議案第72号の2議案、議案第73号から議案第75号までの3議案はそれぞれ一括上程し、委員会付託といたします。続いて議案第76号から議案第80号までの議案5議案は順次1件ごとに上程し、委員会付託をします。次に報告第5号ですが、執行部からの説明のあと質疑を行います。以上、付議事件は議案16件、報告1件でございます。また、本定例会には陳情が5件提出されており、議会運営委員会での審査の結果、5件とも委員会付託することとされました。次に一般質問ですが、今回の質問者は6名であります。12月12日金曜日午前10時から行います。会議中発言をする際には、会議規則45条に基づき議長の許可を得たのちに発言を行って頂くこと、また、マイクに向かって分かりやすく発言することをお願いします。最後になりますが令和7年第4回東栄町議会定例会につきまして、会期中の議会運営にご協力の程よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました日程で議事を進めますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、会議における発言は、会議規則第52条にありますように、発言は全て簡明にするものとし、議題外に渡りまたその範囲を超えてならないとされています。その旨ご理解

いただき議会運営にご協力をお願いいたします。

#### ----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、2番佐々木一也議員、5番伊藤真千子議員の2名を指名いたします。

#### ----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は本日12月9日から12月18日までの10日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ただ今の会期の提案に対して延長を求めたいと思います。今回の会期日程案、12月9日から18日までの10日間は短すぎると考えるからです。今回の日程案は議会事務局が執行部との調整のうえで作成したもので、議会運営委員会が承認しています。私は議会運営委員会の委員としてこの案に反対しておりますが、他の委員の賛成によって承認されたものです。会期が短すぎるため、今回の議会に提案されている水道料金を最大約2倍に引き上げる値上げ案など、町民生活に重大な影響を与える議案を審議するために十分な時間ではないと考えるからです。併せて、この間、執行部や一部の議員から、職員が議員の質疑にかみ合う答弁を準備するためなどとして、常任委員会前日正午までに予定質疑を通知するように求められております。通告性をとっていない東栄町議会にとっては、任意のお願いではありますが。前日正午を過ぎたことで議員の質問権が失われるものではありません。しかし、職員の皆様が準備にご苦労されていると聞けば、私も議員として最大限努力したいと考えております。しかし、この会期日程では、15日月曜日の常任委員会の前日となりますと、役場の閉庁日である14日日曜日にあたります。日曜日のお昼に質問を通知しても、皆さんご準備はできないと考えます。そのため、前営業日である12日金曜日に通知するとしますと、そうしますと一般質問の最中であります。結果として、議員は一般質問の直前に、11日までにですね、委員会質疑を準備することになります。議案が12月3日に配布されてから1週間あまりで質疑を準備すること、かつ、委員会質疑を準備しながら一般質問の準備を議員が行わなければならないこと、私としては、一般質問と常任委員会のどちらにも集中して取り組めないと感じます。執行部と議会の双方にとって、議会の質疑を充実させることに目的があるのであれば、議員に制約をかけるのではなく、余裕を持って審議ができるよう会期を延長することが唯一の解決策だと考えます。特に、町民の付託を受ける議会では、行政監視機能を高めるための不断の努力が求められていると考えますので、

会期の延長を求めます。

議長（加藤彰男君）

今、浅尾議員から会期日程についての異議がありました。具体的に浅尾議員は会期日程について、具体的な日程案はありますか。

3番（浅尾もと子君）

会期日程というのはですね、私、議員として何日にしてほしいと言ってその日にできるわけではありません。日程の提案段階でも執行部との調整のうえで提案されたものでありますので、今年いっぱいの中で執行部の都合が取れる日数に延ばしていただきたいということです。

議長（加藤彰男君）

今の浅尾議員の説明によりますと、今回の会期日程については、一旦これは休会なりして、議会運営委員会で再度会期日程を決めてほしいという意味で、この会期日程について異議があると、そういう理解でよろしいですか。

3番（浅尾もと子君）

はい、この会期について異議があるかと問われたのでお答えしたものです。その手続きについては、議長にお任せしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

それでは、この会期日程につきまして、採決で決めたいと思います。議会運営委員会で決定しました本日から12月18日の10日間、これについて賛成の方、反対の方で起立をしたいと思います。

まず最初に、議会運営委員会の決定における10日間のこの会期について賛成の方のご起立を求めます。

はい、着席してください。

それではこの会期日程について異議のある方、反対の方起立してください。

はい、着席してください。

会期日程につきましては、議会運営委員会のこの10日間につきまして、賛成5名、賛成多数ですので会期は10日間と決定いたします。

#### ----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3「諸般の報告」を行います。令和7年第3回定例会以降の行事等は配布しております一覧表をご覧ください。次に地方自治法第235条2項の規定により、例月出納検査

の結果について、令和7年度9月実施分、10月実施分、11月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果です。詳細につきましては事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書は、配布してあります陳情請願書一覧表になります。なお、委員会付託につきましては、議会運営委員長からの報告のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4「行政報告」及び日程第5「町長提出議案大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます

町長

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。本日ここに令和7年第4回東栄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙の中ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。師走を迎え慌ただしい時期となっております。早いもので、令和7年も余すところ1月弱となりました。また日中は暖かい日もございますが、日を追うことに寒さも深まり、これから一段と寒さ厳しい時期を迎えることとなります。特にこの時期に発生をいたします、町民生活に関わる課題でもございますインフルエンザ感染症につきましては、現在愛知県では警戒レベルで流行っております。予断を許さない状況にあります。県としっかり連携をし、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けてまいりますのでよろしくお願いいたします。次に、本年本町は町制施行70周年という輝かしい節目の年を迎え、さらに11月3日には町制施行70周年記念式典を町内外から多くのご来賓をお迎えし盛大に開催することができました。これまでの歴史を築いてこられた先人の皆様、そして、日頃より町政にご理解とご協力を頂いております町民の皆様に改めて感謝を申しあげるところであります。また式典の中で、未来を担う小学校の児童代表2名がですね、全町民を代表して平和宣言を行いました。児童たちは平和学習で学んだ戦争の悲惨さやですね、平和の尊さについて、自らの言葉で力強く訴え、参列者一同、平和への思いを新たに大変感動的な時間となりました。そして、平和への願いを後世に継承していく象徴として、ひだまりプラザに平和の標柱を設置をいたしましたところでございます。子供たちの成長を見守り、町民の皆様が日常の中で平和について考える契機となることを願っております。記念事業として同日にですね、開催しました東栄フェスティバルにおいては、小学校児童の要望もございまして榊鬼の勢揃いをですね、要望を受けてですね、各保存会に大変ご理解とご協力のもと、町内10地区の榊鬼そろい踏みが実現したところでございます。当日は大変多くの方に訪れていただきまして、大盛況の上に開催できたことを大変うれしく思っているところでございます。また、各地区の花祭りも11月第2週の土日から始まっており、年内は残すところはあと1ヶ所という状況であります。皆様におかれましても穏や

かな、輝かしい新年迎えることができますよう、くれぐれも健康面にはですね、ご留意をいただきたいと思います。そして、年末のこの時期はですね、暖房器具の使用や空気の乾燥に伴いまして、火災のリスクが高まります。火災は自然災害と異なりまして一人一人の心がけで予防できる災害です。火災から命と財産を守るためにですね、常日頃から防火意識を保っていただきますようお願い申し上げます。また年末警戒出発式が去る12月4日に東栄ドームで行われ、三輪地区の青色パトロール隊にご参加をいただき地域内の防犯活動、いわゆるパトロールですね、行っていただきました。また、消防団による年末警戒は27日28日に行われる予定でございます。次に令和8年度の国の予算案は、まだ閣議決定されておきませんが、例年年末に閣議決定され、翌年1月下旬からですね、国会審議が始まります。各省庁から提出されている財務省所管の一般会計概算要求額はですね、34兆1,204億円となっているようで、国債費、いわゆる借金が大幅に増加する見込みのようであります。令和8年度予算編成はですね、責任ある積極財政の考え方のもと、令和7年度の補正予算と一体となって編成し、危機管理投資と成長投資によって潜在成長力を引き上げ、強い経済を実現するとともに、経済成長を通じてですね、税収を増やし財政の持続可能を実現することを目指すと言われておるところであります。ただ今発表されております令和7年度補正予算ですが、特に内閣府において物価高などに対応する自治体向けの重点支援交付金については、補正予算案で2兆円を積み増しし、このうち水道料金の減免や学校給食費の支援など家庭向けメニューと、おこめ券やプレミアム商品券、電子クーポンなどの形で食料品の価格高騰対策の支援など、いわゆる特別加算枠として4,000億円を確保しておるところであります。私どももこの交付金の活用についてはですね、今後しっかりと対応してまいりたいと思っております。それから令和7年度の地方交付税であります。1兆3,102億円を増額して配分する方針が示されております。自治体の委託料など、物価高対応分としては2,000億円を配分するなどとなっております。また、人事院勧告に伴う給与のプラス改定等にも対応するというふうになっております。本年度の人事院勧告の給与改定は平均3.62%の引上げ改定、特別給与ボーナスについては年間4.65カ月0.05カ月増に引上げる内容であります。給与改定等の時期は国における給与法の改正の措置を行って行うこととなりますのでよろしく願いいたします。次にマイナンバーカードと健康保険証を一本化したマイナ保険証の移行であります。この12月1日で従来型の保険証がですね、利用期限を迎えました。特例措置は2026年3月末までは、従来ですね、保険証でですね、受診ができます。2025年10月末のマイナ保険証の利用率は37.1%と低く、今後周知をしていかなければならないというふうに思っております。一方、総務省によるマイナンバーカードの保有数はですね、1億人を越えたとの発表がございました。国民の保有率も80.3%となっております。東栄町においては、11月末現在であります。2,562枚、保有率は94.78%となっております。ご承知のとおり、国や県においても経済対策を進めて頂いていますが、地方自治体の財政難は人口減少と少子高齢化、インフラの老朽化とですね、維持管理費の増加、そして税収の減少とですね、社会保障費の増加等によります。また昨近の円安及び原油価格、物価高騰などの影響も長期化しており、未だに地方財政は厳しい状況であります。本年度計画しております各種施策事業等については、

皆様のご理解とご協力のもと順調に進めているところであります。引き続き残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願いいたします。そうした状況下、10年間以上公共料金、特に水道料金等ですね、見直しを行ってまいりませんでした。特に水道料金については、平成24年にメーター使用料を無償化するなど、逆に使用料は下げて来たというような状況であります。使用料収入で費用を賄い運営することは本来とされておりますが、現実には必要な資金を借り入れたり、不足分を税金で補填して運営している状況となっているのは皆さんもご承知のことだと思っております。従って持続可能で安定的な上下水道サービスの提供を維持するため、また施設の老朽化対策、そして厳しい経営状況を踏まえ、先般の各種委員会、これは各区長さんたちにも入って頂いております協議会等でございますが、開催をさせていただき、改定の趣旨と内容を説明をさせていただき、協議の上ご理解をいただき、来年度から料金の改定を行うこととしたところであります。町民の皆様のご負担が増えることは心苦しいわけでございますが、将来にわたり安全な水を安定的に供給し、次の世代に引き継ぐためにも重要な判断でございます。町政運営上重要な件であり、暮らしに必要な基盤を守るためにも、どうかしっかりと議論ご理解をいただきお願いしたいと思っております。また、食生活支援センターをはじめとする公共施設についても、物価高騰等の影響によりまして維持管理費が増加していることなどを、令和8年4月から使用料等の値上げをさせて頂くこととしておるところでございます。それでは提案理由の説明に行く前に、もう少しお時間をいただき9月定例会以降の主なものを報告させていただきます。11月4日に三河山間地域水道整備促進連盟と愛知県簡易水道協会との合同で、愛知県それから愛知県議会へ令和8年度の県費の補助金要望を行ってまいりました。また、国庫補助金等の要望活動につきましては、11月18日に愛知県選出の衆参国會議員に要望させて頂いたところでございます。例年のとおり11月は上京しての活動が多く、今年は11月5日から27日まで東京での各種大会、総会に出席をさせていただきました。全国町村長大会はじめ安全安心な道づくりを求める全国大会、中部国道協会、災害復旧、治水砂防、簡易水道、過疎地域連盟、山村振興連盟などの大会において議決をされた要望事項など、国會議員はじめ各省庁に対しての要望活動を行ってまいりました。11月27日には東三河8市町村でですね、愛知県知事への要望活動を行ってまいりました。8市町村の抱える諸問題について、各項目の要望事項を陳情したところがあります。次に町内各種団体との打合せ等につきましては、10月29日には商工会、森林組合さんそれから振草川漁業協同組合さんにお越しをいただきまして、各それぞれ会長、組合長はじめ役員の方たちと情報交換をさせていただき、それぞれの要望等を頂いたところでございます。また大千瀬テラス実行委員会の取り組みなども報告をいただきました。また24日には観光まちづくり協会との打ち合わせも実施をさせて頂いたところでございます。それから東栄町社会福祉協議会の理事会においては9月24日に行われ、私も理事として出席させていただきました。内容については、補正予算などの協議、報告がされました。また、人材確保につきましては、来年度新規職員採用がですね、予定者が見込めたという報告を頂いております。役場の職員採用につきましては、令和8年4月採用の一般職員及び保育士採用試験については一次募集の試験は終了し、内定者に通知をし

たところでございます。引き続き一般職につきましては二次募集等を行っており、今月試験を行うという状況になります。それから火葬職員につきましては、自己都合によりまして10月末で退職となりましたので職員募集を行った結果、1月1日付けで新規採用職員を決めさせていただきました。今後は研修期間を経て、なるべく早く安全に従事できるよう努めてまいりたいと思っております。それから、地域おこし協力隊は10月1日付けで2名を採用させていただきました。もう既に10月の広報とうえいで紹介をさせていただきましたが、手作りコスメ体験で1名、それから株式会社 Kiyomari のですね、森づくりや地域資源を活用した商品開発等で1名採用させていただきましたので、町内で見かけましたら声をかけてあげて頂けるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。次に子ども子育て会議を10月の27日に開催させていただき、第2期東栄町子ども子育て支援事業計画の進捗について、保育園の入園希望調査の結果や課題について、それから子育て支援センターのですね、利用状況、利用する家庭が増えていること、それから町外の、豊根村や設楽町の子育て家庭も東栄に来て利用して頂いているという状況、それから放課後児童クラブにつきましては、定員25名に対して、ばらつきはありますが1日利用は13名から25名の利用実績、幼児保育、一時預り事業の実績などについても報告させていただきました。新規子育て支援施策については、今までは第三子の無償化をしておりますが、ご承知のよう愛知県が補助金制度を創設したことにより、10月から条件を満たした子のですね、方の第二子無償化を開始したことも報告させていただきました。それから9月25日には子育て支援センター利用者の皆さんとの懇談会を開催させていただき、意見交換をさせていただきました。頂いた意見等は実施できるものは取り組んでいきたいと思っております。今後も懇談会を開催していきたいと思っておりますが、出生数も一桁でありまして、子供の数は残念ながら減少傾向にございますが、子育て、お子さんをですね、育てる各家庭の声を受け止め、行政の役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。次に北設広域事務組合の関係でございます。議会臨時会が10月の23日と11月14日に開催をされまして、管理者の選挙及び副管理者の選任がございました。管理者につきましては引き続き土屋設楽町長が就任をされ、副管理者は設楽町の副町長の久保田氏が選任をされたところであります。目下の所、ゴミ処理の広域化とですね、北設情報ネットワーク民間移行という大きな課題に、現在取り組んでいるところであります。最初にゴミ処理の広域化につきましては、各町村において進捗状況の報告はすでにさせて頂いておりますが、これから詳細な調査検討に入る段階にありますので、構成市町村等とですね、新城市北設3町村、長野県根羽村さんとの情報共有、意見調整を行ってまいります。次に北設情報ネットワークの民間移行ですが、第1期目の工事区間である設楽町、津具地区を除く一部ですが、各地区の住民説明会が現在行われております。1月末までの予定というふうに聞いておるところでございます。東栄町も来年度からの実現に向けて準備等しっかり進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。次に主要道路についてであります。まず国道473号の月バイパスについてですが、月トンネルは1,877m掘削工事は1月から始まり、皆様方のご協力によりまして工事は順調に進み、貫通をさせていただきました。10月21日に東栄町、設楽町の関係者とみなさんはじめ大勢の方が参加をしてお披露目されたところ

です。今後は神田トンネルの480mの掘削工事が始まっていく事となります。月からだと全線3.4キロメートルを1日も早い完成をですね、できるようにしっかりご協力をしていきたいと思っております。また三輪奈根地区の埋め立て地においても、今後計画どおりの道路改良による国道151号の交通安全対策が図れるよう進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。次に古戸の災害復旧工事につきましては以前ご報告させて頂いておりますが、現場の地盤が悪く、再調査などによりまして大変工事等も延長して、現在まで進めている状況でございます。一部限定して通行可能としておりますが、工事完了が年度末の予定となっております。それから三遠南信自動車東栄インターから鳳来峡インターの開通につきましては、3月中下旬の土日に開通式典をですね、開催する予定となっております。また、開通前イベントは2月中下旬のですね、休日等含めて開催する予定でございますので、現在調整中でございますので、内容等含め決まった段階で随時報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。次に教育関係ですが、教育委員の選任議決を頂いておりますが、真柴氏に教育委員の辞令を11月1日に交付をさせていただきました。そして、退任されました前任の渡辺さんには、3期12年ご活躍いただきました。心より感謝を申し上げます。そして同じ日に総合教育会議を開催させていただき、令和6年度のですね、教育に関する事務の管理及び執行の状況等点検評価について、令和7年度の教育関係主要事業の進捗状況、コミュニティスクールの中間報告、それから中学校の部活動の地域展開についての4議題を協議をしたところです。令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況点検評価については、今議会定例会において報告させていただきます。それから今年の文化祭関連行事につきましては、10月25日から11月4日までの期間、作品展示、芸能祭など多くの皆さんにご参加をいただき、滞りなく開催することができました。次にスポーツ関係ですが、グランパスサッカー教室を10月の18日に開催をさせていただきました。それから北設楽郡のドラゴンズ野球教室は、12月18日に東栄中学校グラウンドでドラゴンズ選手を2名お招きして開催する予定となっております。そして12月の6日には愛知県市町村対抗駅伝が開催され、多くの皆様に会場での応援やですね、テレビ中継での観戦応援をいただきました。結果は町村の部で14位でありました。私も大会当日、選手の皆さんが無事にタスキを繋ぎ完走できるよう精一杯現地で応援させて頂いたところでもあります。来年も続くようでありますので、しっかり選手等確保して進めていきたいと思っております。それから11月25日に中学生海外派遣事業検討委員会を開催し、来年度の実施計画案を説明し、カナダへ5月21日から27日の7日間での研修とすることを決めさせていただきました。研修内容等は今議会開会中にですね、報告させていただきますが、保護者説明会を12月の17日に開催する予定としておるところでありますので、よろしくお願いをいたします。最後に消防関係です。12月26日に消防団長、副団長等々のですね、意見交換をさせていただきました。特に団員確保の問題、退団年齢、それから定年延長ですね、それから分団班の維持、試行的に消防団0Bが自主的に足込班の活動を今現在行っていますなど、現在まで検討されている内容を中心に意見交換をさせていただきました。また来年度の組織体制の報告、事業要望も頂いたところでもあります。以上長くなりましたが、行政報告をこれで終らせていただきたいと思います。

それではですね、この後、本日提案いたします議案の提案理由について、簡略にですね、ご説明させていただきたいと思っております。議案 16 件、報告 1 件を上程いたしますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。議案第 65 号、東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正についてから議案第 67 号、東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、物価高騰等の影響によりまして上下水道関連事業の収入を見直す必要があるために、上下水道料金を改正するものであります。次に議案第 68 号、東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第 75 号、東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、これにつきましても物価高騰等の影響により施設の維持管理費用が増加していることなどから、それぞれの施設の使用料を改正するものであります。議案第 76 号、東栄町国民健康保険条例の一部改正については、普通徴収の納期を変更するとともに字句等の整理をするものであります。議案第 77 号、東栄町保育所設置条例の一部改正については、嘱託医を置くことを規定するとともに、事業内容等について修正するものであります。議案第 78 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算(第 8 号)は、総額が 7,386 万円の増額補正であります。増額の主なものは指定金融機関の派出所業務委託料、療養介護医療費、障害者医療費、精神障害者医療費、障害者自立支援給付費、地域生活支援事業費、過年度にかかる障害者自立支援給付費負担金等、障害児入所給付費等負担金、子ども子育て支援交付金、児童手当交付金及び出産子育て応援交付金返還金、放課後児童クラブにかかる会計年度任用職員報酬、新城北設ごみ処理広域化推進会議負担金、火葬業務及び火葬管理業務委託料、中学校に係る光熱水費、総合社会教育文化施設運営協議会委員謝礼、公共土木施設災害復旧工事、情報基盤整備基金積立金です。これらを含む歳出に充てる歳入につきましては、個人町民税や法人町民税、固定資産税、国県の負担金及び補助金、財産収入、雑入及び町債を見込むとともに、軽自動車税、町たばこ税、財政調整基金繰入金を減額するものであります。議案第 79 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、4,581 万円の減額補正であります。主な内容は一般被保険者療養給付費、療養費及び高額療養費について減額するものであります。議案第 80 号、令和 7 年東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、229 万 9 千円の増額補正であります。内容は資本的支出のうち浄化センター機器設備更新工事を増額するものであります。報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告するものであります。以上でございます。詳細については副町長はじめ担当課長から説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

----- 議案第 65～67 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 65 号「東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正について」、日程第 7、議案第 66 号「東栄町下水道条例の一部改正について」、日程第 8、議案第 67 号「東

栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

議案第65号、東栄町簡易水道給水条例の一部改正について。2分の2ページをご覧ください。提案理由は、物価高騰などの影響により収入を見直す必要があるため料金を改定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明をいたします。新旧対照表の2分の1ページをご覧ください。条例第23条料金について、一般用等及び臨時用の基本料金のうち1カ月につき10<sup>m</sup>までを廃止し、口径別基本料金を一般用等については13mm1,320円に、20mm1,370円に、25mmを1,400円に、30mmを1,560円に、40mmを1,870円に、50mm以上を2,260円に、超過料金につきましては1<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき100円に、11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき140円に、21<sup>m</sup>から1<sup>m</sup>につき180円に、臨時用につきましては13mmを1,950円に、20mmを2,000円に、25mmを2,030円に、30mmを2,190円に、40mmを2,500円に、50mm以上を2,890円に、超過料金については1<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき200円に、11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき280円に、21<sup>m</sup>から1<sup>m</sup>につき360円に改めるものです。議案の2分の2ページにお戻りください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例による改正後の東栄町簡易水道事業給水条例第23条の規定は、この条例の施行の日以後の水道料金の算定について適用し、施行日前の水道料金の算定についてはなお従前の例による。以上で東栄町簡易水道給水条例の一部改正について説明を終わります。

次に議案第66号、東栄町下水道条例の一部改正について。1分の1ページをご覧ください。提案理由は物価高騰などの影響により収入を見直す必要があるため使用料を改定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について新旧対照表の1分の1ページをご覧ください。別表第2について、基本料金のうち1カ月につき10<sup>m</sup>までを廃止し基本料金を1,700円に、超過料金については1<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき120円に、11<sup>m</sup>から20<sup>m</sup>までの1<sup>m</sup>につき170円に、21<sup>m</sup>から1<sup>m</sup>につき190円に改める。議案の1分の1ページにお戻りください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例による改正後の東栄町下水道条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後の使用料の算定について適用し、施行日前の使用料の算定についてはなお従前の例による。以上で東栄町下水道条例の一部改正についての説明を終わります。

議案第67号、東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。2分の1ページをご覧ください。提案理由は物価高騰などの影響により収入を見直す必要があるため使用料を改定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について、新旧対照表の1分の1ページをご覧ください。別表第2について、基本料金のうち1カ月につき10<sup>m</sup>までを廃止し基本料金を1,700円

に、超過料金については1 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>までの1 m<sup>3</sup>につき120円に、11 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>までの1 m<sup>3</sup>につき170円に、21 m<sup>3</sup>から1 m<sup>3</sup>につき190円に改める。議案の1分の1ページにお戻りください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例による改正後の東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後の使用料の算定について適用し、施行日前の使用料の算定についてはなお従前の例による。以上で東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第65号の質疑を行います。質疑はございませんか

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、それから3件ほどただいま説明をいただきましたけれども、それについて少し理由等のことについて申し上げます。本日の議案16件ございます。そのうち11件は使用料、それから利用料の値上げに関するものの条例改正であるということです。水道などはですね、この改正はですね、住民にとって最も関心のあるところであります。今回提案理由はですね、物価高騰などの影響により収入を見直す必要があるため使用料を改正すると記載されております。しかし、この説明だけではですね、この一文といいますかね、だけでは住民の皆さんが今回の値上げを納得するというものにはちょっとならないのかなと。執行部としてはですね、簡潔を重んじてこういった文言にされておるのかなということ、私自身も2年以上議員をやってきて感じてはおりますけど、この本件についてはですね、これまで私たちは議会全員協議会なんかを通じてですね、生活環境課長から丁寧な説明を受けております。先ほどですね、町長からも説明をこの内容について頂いてですね、少し私自身安心してはおるんですけど、このことの根幹については人口減少による収入減、それから施設老朽化による更新費用の増大、それから減価償却費の積立不足など事業基盤が構造的に厳しくなっているというのが実情だというふうに私は理解しております。だからこそ、本会議での提案理由の説明において、次の点を住民の立場から分かりやすく説明して頂ければありがたいなと思います。1点はですね、物価高騰だからという短期的な理由ではなくして、人口減少と施設更新費の不足という基本的な問題があると。それから2つ目にはですね、住民が最も知りたい、値上げをしなければ将来どうなるのかと。供給リスクや更新、遅延、借入金増加など具体的な影響を示していただきたい。それから第3はですね、特に少人数、高齢者世帯が負担増を感じやすいため、公平性にどう配慮してるのかを明確化にすると。そういったことをですね、長い文言ではなくてもいいので、提案理由を再度説明して頂ければありがたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

物価高騰の影響もありますが、本町の水道事業としまして、人口減少による収入減少と施設老朽化による更新費用の増大という構造的な課題を抱えております。現行の料金では常の維持費を賄うのは困難な状況であり、将来の更新費用の積立が困難な状況になっております。このまま料金を据え置けばですね、断水のリスクの増加や借入金の増加など、次世代への負担が大きなものとなっていきます。持続可能な事業運営を行うために必要な財源を確保するため、基本料金及び従量料金の見直しをお願いするものであります。

議長（加藤彰男君）

はい、岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございます。簡潔で大変わかりやすいのかなというふうに私感じました。住民の皆様はですね、今、物価高騰で家計が大変厳しい状況におかれております。こうした中での水道料金、これからありますけど、下水道料ですね。改定ですから行政としてなぜこれが必要なんだと、今後何が改善されるのかを丁寧に説明をお願いしたいなど。私も議員の立場からですね、いろいろ言われる中において、こういう理由なんだよと、いうことを私からも言わせていただきます。ありがとうございます。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員

3 番（浅尾もと子君）

はいお尋ねいたします。簡易水道の値上げ案についてお尋ねいたします。まず1点先ほど岡田議員からの質問でですね、少人数の世帯や高齢者への負担の公平性をどう確保するかという疑問があったと認識していますけれども、それに対する答弁がなかったように私は感じました。補足があればお伺いしたいと思います。私からもですね、町民に対する説明という点でお尋ねしたいと思います。今回、提案理由として示されたのは、物価高騰などの影響により収入を見直す必要があるためということでありましたけれども、岡田議員の指摘のとおりですね、簡潔すぎると私も感じております。議員は10月、失礼11月14日ですね、10月14日と11月14日の2度の議会全員協議会、非公開の会議の中でこの案について説明を受けております。しかし、この町民に対する説明は本日まで行われておりません。この案を決定する10日前の本日に至っても町民への情報提供が行われていないという事は、私自身は問題だと考えております。11月14日に配布された全員協議会の資料ではですね、水道料金等見直しの検討について、値上げが必要な理由を4点挙げて具体的に説

明しております。その位はですね、これだけ重大な議案でありますので、この本会議初日に町として提案する側としてですね、町民の前で説明する必要があるのではないかと私は思います。併せて、どのぐらいの値上げ幅になるのか、平均どれくらいなのか、そして総額としてどれくらいであるのか、それによって収益をどの程度改善できるのかなどの見通し、そういった基本的な情報は本日提案に併せてご説明頂くのが適切だと思うんですけども、認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

説明につきましては、区長さんがたがでておられます委員会等ですね、区長さん等にお聞きしまして、必要があれば職員が出向いて説明をさせていただきますということでお話しはさせていただいておりますが、今のところ区長さんの方からは開催するという旨の連絡は頂いておりませんので、今のところは出かけていないという状況です。町民説明につきましてはですね、一応条例が通らないとこうなりましたということの説明ができないものですから、1月の広報にはチラシという形で配布をさせて頂いて周知をさせて頂く予定をしております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、では、ただいまのお答えに再度質問いたします。まず1点ですね、少人数の世帯、高齢者世帯などでの負担の在り方、公平性をどう確保するのかというご質問について、改めてご説明いただきたいと思います。それからですね、ただいまご答弁を頂いたんですけども、条例が通らないと説明ができないという趣旨の発言でありましたが、私はそれは違うと思うんです。例えば豊橋市であります。同じく来年4月に42年ぶりの水道料金の値上げを提案しておりますけれども、12月議会の議案の提案、その前にですね、検討段階の情報を今年8月にはメディアに報道されております。つまり、市が明らかにしていたわけですね。そして値上げの必要性、今後の見通しや経緯をですね、ホームページで公開しています。なぜこれが東栄町には出来なかったのか、私は大変不満に思っております。区長さんにですね、説明会について打診して要請がないので行わないというようなご答弁でありましたけれども、なぜ区長さんがいないと言えば町民に対する説明を省略できると考えるのでしょうか。町民一人一人がこの値上げ案について知りたいと考えているときに、それについて説明をするというのが町の義務というように私は思うんです。なぜ町民一人一人に知らせなかったのかお聞きしたいと思います。それからですね、今後町民にどのように説明をするのかというのは、先ほどチラシを配るというふうに、1月の広報でチラシ

を配るといふふうに言われたんですけれども、例えば誰もが参加できる説明会ですとか、そういった形であるいはホームページでの案の公表などご検討いただきたいと思っておりますけれども、認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

まず最初に少人数に対するというのは、今のところは検討はしておりません。町民一人一人に対する資料等についてはホームページ等で公表をするのは可能だと思いますので、それは検討したいと思います。特に区長さんとの話し合いの中で、いっぺんにこう集まると収容できるスペースもありませんので、個々でやるという事で周知をさせていただきました。ので、一応そういう形を取らせて頂いているという状況です。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。3回目ですけれども、委員会についての要望がある場合はこの3回目で言ってください。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい。最後のお尋ねでございます。説明会にあたってのスペースがないという事、いま問題にされましたけれども、東栄町ではですね、過去懇談会、説明会を花祭会館で行ったこともありまして。いくらでも自由に人が入ってもらえるという施設も町には多くあるわけでありまして、スペースがないはそれはちょっと問題にならないと思います。各区の区長さんの判断がどうあるのかではなくて、これだけの値上げをお願いする町として、関心を持つ方に誰でも自由に参加できる説明会を開いてほしいというふうに私は申し上げておりますので、重ねてご検討いただきたいと思っております。そして委員会であるいはこの議会の中でですね、委員会前でも構いませんが、お示しいただきたい資料についてご紹介したいと思います。2つ主にはあるんですけれども、失礼しました4点ですね、今回全員協議会で配布された資料ではですね、水道の口径ごとの使用料別件数という資料が載っているんですけれども、最低の0 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>まで、20 m<sup>3</sup>まで、30 m<sup>3</sup>まで、31 m<sup>3</sup>以上という刻みになっているんですけれども、一般家庭で使用する容量だと感じます。大きな事業者の使う量というのはもっと大きなものになるのではないのかなと思います。失礼これ使用料ですね、使用料ごとの、失礼しました、まず口径ごとの加入件数をまずお示しいただきというのが1点です。町のホームページを見ますと13mm、20mm、25mm、30mm、50mm、75mmとそのような刻みを示しておりますので、それぞれの加入件数をお示しいただきたいと思っております。この場でお答え頂いても構いませんし、改めて資料をお示し頂いても構いません。2点目は全員協議会の資料、先ほど紹介しました口径別使用水量の実数ですね。13mmと20mm、

25mm、30mm、50mm、75mm それぞれの口径の使用水量を教えてください。3点目は全協の資料の使用水量別件数の実数です。0 m<sup>3</sup>、1 から 10 m<sup>3</sup>、11 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>、21 m<sup>3</sup>から 30 m<sup>3</sup>、31 から 50 m<sup>3</sup> 51 から 100 m<sup>3</sup>、101 から 200 m<sup>3</sup>、201 から 500 m<sup>3</sup>、501 m<sup>3</sup>以上のもので、それぞれの件数について教えていただきたいと思います。4点目はですね、全協で配布された資料のうち、他自治体との比較について修正をお願いしたいという事です。資料ではですね、他の自治体の使用水量別料金というのが記載されているんですけども、31 m<sup>3</sup>以上というのが1番大きな位として示されておりますけれども、東栄町以外の自治体ではですね、50 m<sup>3</sup>以上とか100 m<sup>3</sup>以上とかそのぐらいの単位で別料金を定めておりますので、各自治体の使用水量ごとの従量料金について網羅して正確に記載していただきたいというお願いです。そして2点目はこの資料では田原市の料金がですね、税込価格で表示されていると思います。正しくこの資料の中で比較するのであれば税別価格に修正して頂くことがお願いしたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

今言われた件につきましては、ちょっと資料を持っておりませんので、委員会の方で  
示ししたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の資料の件につきましては、会議の最後のところで確認協議いたしますので、よろしく  
お願いいたします

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第 65 号を常任委員会に付託いたします。

ここで1時間になりましたので、一旦休憩といたします。再開は11時5分です。11時5  
分、議案第 66 号の質疑から再開いたします。休憩といたします。

---

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

次に議案第 66 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

下水道の条例改正、値上げ案についてお尋ねいたします。委員会でお示し頂くか、ある

いはこの場でお答えいただきたいものについて、1、2、4点ですね、お尋ねしたいと思います。まず全員協議会での資料ですね、使用水量という資料があるんですけども、その中でですね、オレンジ色の破線の資料がなんであるのか明示されていませんので、青色の線が下水の使用水量です。それに対してオレンジ色の破線は明示されていないので、これについてなんであるのかご指摘頂ければと思います。それが1つ目ですね。2つ目は全協の資料の使用水量別の件数の実数を教えていただきたいということです。使用水量がですね、0 m<sup>3</sup>のもの、1から10 m<sup>3</sup>のもの、11から20、21から30、31から50、51から100、101から200、201から500、501以上の使用水量別の件数についてお示しいただきたいと思います。3点目は水道水以外の水を排除した場合の下水使用状況の分かる資料をお願いしたいと思います。下水道条例の施行規則18条1項の(1)及び(2)同2項の(1)及び(2)同3項の対象となる加入件数を教えていただきたいということと、それぞれの年間使用水量を教えてください。この点ですね、使用水量の内訳をお尋ねしたいという理由はですね、今回の値上げの提案は小口の消費者には極めて重大な値上げとなる一方で、大口には2割か3割程度に留まるという特徴を持っております。例えば簡易水道では13mmの契約で10 m<sup>3</sup>1カ月使った場合の料金は、現行の1,309円から2,552円となり、94.9%もの大幅な値上げとなります。その中でですね、極端な大口と小口との間の負担増に隔たりがありますので、大口の消費者の使用料の実態を把握したいという思いからお尋ねするものであります。もう1点は全員協議会の資料での他自治体との比較であります。こちら簡易水道と同様にですね、使用水量ごとの従量料金を正確に記載して頂くようお願いいたします。つまり比較表ではですね、31 m<sup>3</sup>というのが使用水量に対する料金表の一番大きな刻みとなっていますけれども、他の自治体ではですね、大口の消費者とってもっと多額な金額を請求しているわけです。ですので、町が示した資料だけを見ようと、大口の消費者に対する料金を実態よりもうんとやすく見誤ってしまうこととなりますので、正しい情報をお示しいただきたいということです。以上、お願いします。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

委員会の方でまたご説明させていただきたいと思いますが、もし可能であればですね、先ほど水道のあれとメモで頂ければ間違いなくできるかと思います。メモを頂けると助かります。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。この資料請求案については議会事務局に提出しております。

して、この後議長からですね、本会議の最後に全員で諮って町に請求をお願いするかどうか決定するものになりますので、請願は皆さんに諮った後にお示しできるというふうになると思います。そしてですね、続いてお伺いしたいんですけども、やはり町民に対する説明、先ほどもお話ししたんですけども、もっと強めていくという必要があるのではないかと思います。私たちの議会としてもですね、頂いた情報、町民の皆様がいち早く知らせようと思って、私自身はインターネットでの発信ですとかニュースを作ってお届けするような努力を尽くしてまいりましたけれども、町としてやはり閉会まで議決するまで何も情報を出さないという事は問題であると思うんです。10月の14日の全員協議会ではですね、会議の冒頭で議員は値上げ案をはじめて示されましたけれども、会議が終わった後に協議の途中だとして資料を回収されました。私は何度も資料を持ち帰らしてほしいと求めましたが認められませんでした。そして会議が終わった後、この議場でせめて資料を読み終えるまで待ってほしいと町にお願いしましたけれども、それさえ認められず回収されました。これでは議員は値上げ案の詳細を町民に知らせることができなくなってしまいます。私はそのため審議会での資料を情報公開請求しなければなりません。そのための時間もかかりました。この案がですね、議員に正式に配布されて持ち帰りを許されたのは11月14日です。どうしてこのように情報公開が遅れているんでしょうか。私はこの案がですね、皆さんに、町民の皆さんに広く知らせて意見を聞いた上で決定するべきものだと思うんです。例えば本日、もうすでに議会に上程された案でありますので、本日今日終わりましたらホームページで公開していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

11月14日の全員協議会で提出した資料につきましては、今後ホームページ等で掲載をしていくよう検討はしていきたいと思います。一応うちのほうも決裁の規定がありますので、決裁を受けてからということになりますので、終ってすぐということにはいきませんのでよろしくをお願いします。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり議案第66号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第67号の質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、先ほどの下水道条例の一部改正とですね、併せて同じ資料の配布又ご説明を求め

たいと思います。詳しい内容については、この後議会で諮ってまた改めてお示ししたいと思ひます。

議長（加藤彰男君）

今の内容は 66 号の資料の 4 点と同様の資料ということていいですか。はい。

他にござひませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第 67 号を常任委員会に付託いたします。

## ----- 議案第 68～70 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議案第 68 号「東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」、日程第 10、議案第 69 号「東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」、日程第 11、議案第 70 号「東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

議案第 68 号、東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。2 分の 2 ページをご覧ください。提案理由につきましては、近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料の見直しを行う必要があるから議会の議決を求めため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。いきいきトレーニング室全室 1 時間当たり団体 1,050 円を町外 1,200 円に、個人 210 円を町内 250 円に改め、半室 1 時間当たり団体 520 円、個人 110 円、及び同表備考中、4、団体とは 10 人以上にする。を削除するものです。前のページに戻って頂いて、2 分の 1 ページです。附則、施行期日、第 1 項この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。次のページに行って頂いて、経過措置、第 2 項この条例による改正後の東栄町介護予防拠点施設設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。

続きまして、議案第 69 号、東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。提案理由につきましては、近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料の見直しを行う必要があるため議会の議決を求めため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1 枚跳ねて頂いて新旧対照表をご覧ください。研修室 1 時間当たり 320 円を 400 円に、同じく実習室についても 420 円を 500 円に改めるものです。前のページに戻って頂いて、附則、施行期

日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例による改定後の東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。

続きまして、議案第70号、東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。一部訂正お願いしたいところがありますのでお願いします。議案70号の経過措置のところで、東栄町保健福祉センター設置及び管理に関する条例となっておりますが、正しくは東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例ですので訂正をお願いいたします。1ページをご覧ください。提案理由につきましては、近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料の見直しを行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚跳ねて頂いて新旧対照表をご覧ください。会議室1時間当たり全面使用550円を650円に、半面使用280円を350円に、運動指導室1時間550円を650円に改めるものです。前のページに戻って頂いて、附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。経過措置、第2項この条例による改正後の東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は施行の日以後の利用に係る使用料について適用しこの条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第68号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第68号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第69号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第69号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第70号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第70号を常任委員会に付託いたします。

## ----- 議案第71・72号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第12、議案第71号「東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について」、日程第13、議案第72号「東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」の2案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それではよろしくお願いたします。議案第 71 号、東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由は昨近の社会情勢により人件費や光熱水費等の経費が増加、また物価高騰も長引いていることも鑑み施設の適正な維持管理をするため使用料の改正をする必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは改正内容について説明します。新旧対照表をご覧ください。別表 2 の改正をするもので、宿泊室 1 人用室 2 人用室及び 3 人用室の使用料について 21.8%から 23%の値上げをするとともに、キャンセル料について宿泊料の 50%から 100%の範囲で新たに規定を設けるものです。エキストラベッドについては 2,200 円から 2,300 円に値上げするものです。会議室使用料と食堂使用料につきましては、午前午後夜間及び昼 2 時間以内の使用料の規定を設けていましたが、一律 1 時間につき 500 円にするとともに、食堂使用料の自炊のための使用料について 220 円から 250 円に値上げするものです。備考 1 については、会議室及び食堂を宿泊者以外の者が利用できる時間の規定を、備考 4 ではキャンセル料の請求の規定を設けるものです。議案の 3 分の 2 ページに戻ってください。附則第 1 項、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。附則第 2 項、この条例による改正後の東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、その条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。但し宿泊室使用料のキャンセル料金は、施行日以降の利用を施行日以後にキャンセルする場合のみに適用する。議案第 71 号の説明は以上であります。

続いて議案第 72 号、東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由は昨近の社会情勢により人件費や光熱水費等の経費が増加、また物価高騰も長引いていることも鑑み施設の適正な維持管理をするため使用料の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。それでは改正内容について説明します。新旧対照表をご覧ください。別表 2 の改正をするもので、体験実習室使用料と研修室使用料につきましては、午前午後夜間及び昼 2 時間以内の使用料の規定を設けていましたが、一律 1 時間につき 500 円とするものです。宿泊室の和室 15 畳と 10 畳につきましては、部屋 1 室あたりの使用料廃止し、10 畳で 1 人利用から 4 人利用までを、15 畳では 1 人利用から 6 人利用までの使用料を設けるとともに、それぞれのキャンセル料について宿泊料の 30%から 100%の範囲で新たに設けるものです。備考 1 では体験学習室及び研修室を宿泊者以外のものが利用できる時間の規定を、備考 3 では宿泊使用料は中学生以上のものに規定を設けるものです。議案の 3 分の 2 ページに戻って頂いて、附則第 1 項、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。附則第 2 項、この条例による改定後の東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料についてはなお従前の例による。但し宿泊室使用料のキャンセル料金は、施行日以降の利用を施行日以後にキャンセルする場合のみに適用する。議案第 72 号の説明は以上であります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第71号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第71号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第72号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第72号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第73～75号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第14、議案第73号「東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について」、日程第15、議案第74号「東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について」、日程第16、議案第75号「東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について」の3案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

議案第73号、東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について。議案書の6分の6をご覧ください。提案理由、この案を提出するのは近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料及び手数料の改定を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。新旧対照表をご覧ください。別表第4を改正するものです。物価高騰率を使用し改定するものです。1、使用料、宿泊料1泊1,470円を1,700円に、1,260円を1,500円に改定します。以下はご覧のとおりになりました。8分の2ページをご覧ください。2の手数料につきましては食事代ですが、業者委託のためこちらは削ります。(2)弓道場使用料、団体1日2,140円を2,400円に、半日1,070円を1,200円に、夜間2,140円を2,400円に改定するものです。以下はご覧のとおりであります。8分の3ページをご覧ください。3のテニスコート使用料、昼間1日3,320円を3,800円に、半日1,660円を1,900円に、1時間560円を650円に改定するものです。以下は以上のとおりです。(4)総合グラウンド使用料、グラウンド場1日2,140円を2,400円に、半日1,070円を1,200円に改定するものです。以下はご覧のとおりです。8分の4ページをご覧ください。(5)花祭り会館使用料及び手数料、1使用料、昼間6,630円を7,500円に改定するものです。以下はご覧のとおりです。2手数料、ア展示資料の見学料、一般320円を400円に改定するものです。以下はご覧のとおりになります。8分の5ページをご覧ください。(6)B&Gとうえい海洋センター使用料、1体育館小会議室、体育館半面1日3,210円を3,600円に、半日2,140円を2,400円に、夜間3,210円を3,600円に改定するものです。以下はご覧の

とおりになります。8分の6ページをご覧ください。(7)民芸館博物館使用料及び手数料、1民芸館使用料、研修室1日1,710円を2,000円に改定するものです。以下はご覧のとおりです。8分の7ページ、2民芸館博物館手数料一般330円を400円に改定するものです。以下はご覧のとおりです。(8)屋根付き多目的広場使用料、イベント1日10,690円を12,000円に、半日5,350円を6,000円に、夜間10,690円を12,000円に改定するものです。以下はご覧のとおりです。8分の8ページ、(9)野営場使用料、野営場1回1,000円を新設するものです。議案書の6分の6ページをご覧ください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。第2項経過措置、この条例による改定後の東栄町使用料及び手数料条例の規定は、施行の日の以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び手数料についてはなお従前の例による。以上です。

続いて議案第74号、東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由、この案を提出するのは近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料の改定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。新旧対照表をご覧ください。別表2を改定するものです。東栄町バンガロー使用料、御園バンガロー1日12,820円を14,400円に改定するものです。使用料の1時間1,070円については削るものです。議案書の1分の1をご覧ください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。第2項この条例による改定後の東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び手数料についてはなお従前の例による。以上です。

続いて議案第75号、東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。提案理由、この案を提出するのは近年の物価高騰により施設の維持管理費が増加していることから使用料及び手数料の改定する必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。新旧対照表をご覧ください。別表2を改定するものです。1、森林体験交流センター使用料、宿泊料1泊大人3,210円を3,600円に、子供2,140円を2,400円に改定するものです。部屋の使用料につきましては、全て削除するものであります。議案書の1分の1にお戻りください。附則、施行期日、第1項この条例は令和8年4月1日から施行する。第2項この条例による改定後の東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行の日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び手数料についてはなお従前の例によるものです。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第73号の質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。東栄町の使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。町の体育施設の値上げをですね、行うという内容になっているんですけども、グラウンドですとかテニスコートなどの体育施設の値上げということで、子供たちのスポーツのですね、重要な場でありますので、やはり値上げに至っては慎重でなければいけないというふうにと考えます。この条例ではですね、町内の団体などが使用する場合はその料金を減免することができるというふうに書かれておりますけれども、しかし、団体であれば割引は受けられるんですけども、個人であれば、児童生徒またはその保護者であれば割引が受けられないものと認識しております。その点正しいかどうか、そして、やはり町の子供たちが安心して利用できるようにですね、これを減免対象に含めるべきではないかということをお考えをお伺いいたします。併せて、委員会などでお答え頂ければと思いますけれども、東栄町の児童生徒、またはその保護者とですね、一緒にこの町内の体育施設を利用しているという例はどの程度あるのか教えていただきたいと思っております。

議長(加藤彰男君)

教育課長。

教育課長(青山章君)

団体の割引については、子供の団体については減免している場合もありますが、個人については対応しておりません。また、町内の方のお子さん保護者の利用につきましては、また後日報告したいと思います。

議長(加藤彰男君)

よろしいですか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑をおわり、議案第73号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第74号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑をおわり、議案第74号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第75号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑をおわり、議案第75号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第76号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第17、議案第76号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

議案第76号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について。3分の3ページをご覧ください。提案理由は、普通徴収の納期を変更するほか、所定の規定の整備を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容の説明の前に一部改正箇所の訂正をお願いいたします。新旧対照表の15分の5ページをご覧ください。上から7行目の改正で、法人税法及び地方税法等の特例に関する法律の字句の修正に伴う改正ですが、改正案では地方税法の次に等を加えておりますが、正しくは特例の次に等を加える改正となりますので訂正をお願いいたします。次に議案の3分の1ページをご覧ください。下から5行目の地方税法等を地方税法の特例等に改める改正文となりますので、訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。それでは改正内容について説明をさせていただきます。新旧対照表の15分の1ページをご覧ください。まず今回の主な改正は、自治体情報システムの標準化による仮算定期間の短縮と、現行の年2回の保険料通知のしくみを解消するため仮算定納期を廃止する改正とご理解下さい。なお仮算定納期の廃止の他、一部字句の修正等を含めた改正となっております。まず15分の1ページの第4条と第7条の2の改正は、同一の対象を示すため、以下や同法などの字句に修正しております。次に15分の3ページをご覧ください。第7条の3第1項第1号イ及びカの改正も、字句の修正です。次に第9条、15分の4ページをご覧ください。6行目と11行目の規定に該当するを規定の適用があるに改正し、同じページの下から5行目の若しくは第15項の次にの規定を加える改正は、どちらも字句の修正です。下から2行目の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する規定の追加は、改正漏れにより追加するものです。15分の5ページ、6行目の法人税法及び地方税法の特例等に関する法律と、9行目の第12項を第12条に改める改正は、字句の誤りを修正するものです。第11条の改正も字句の修正で、施行令を政令に、厚生省令を省令に改めるほか、同一の対象を示すため以下を追加しております。次に15分の6ページをご覧ください。上から4行目と下から2行目の算出を算定に改める。この改定も字句の修正です。次の15分の7ページ、第11条の3の4と同条4の4の改正も字句の修正で、施行令を政令に改正し施行規則を省令に修正、括弧書きの各種控除後の総所得金額等は前段の表記と同一のものとなりますので削除しております。次に15分の8ページをご覧ください。第13条の改正は納期の改正です。括弧書きの見出しも今回の改正は普通徴収のみの納期の改正ですので、普通徴収に係る納期に改正しております。今回の改正により納期の期割を第1期から第8期までに規定し、納付書発送日の15日から各期割の月末を納期と定める規定を追加しております。第2項の規定は納期が休日の場合、翌日を納期とする規定です。第3項の規定は、国保世帯の加入人数の増減など、保険料額に変更が生じ第1項に定める納期がすでに経過している場合は、新たに納期を定め通知する規定を追加しております。次に15分の9ページをご覧ください。第14条の改正は字句の修正で、施行令を政令に改めております。次に15分の10ページをご覧ください。上から6行目の改正も字句の修正です。次に15分の11ページ

をご覧ください。第 17 条の改正は第 9 条の改正と同じで、改正漏れにより規定を追加するものです。次に 15 分の 13 ページをご覧ください。第 17 条の 2 及び第 14 条の 4 の改正はいずれも字句の修正で、所得税法第 28 条第 1 項の規定を追加し、同一の対象を示すものは同条とへ改正し、国民健康保険施行令を政令に改めております。次に 15 分の 14 ページをご覧ください。国民健康保険法施行規則は省令と改めます字句の修正です。第 21 条の延滞金に関する改正も字句の修正で、翌日からの納付の日と経過する日の改正は、日にちの規定を追加するものです。年 14.6%と年 7.3%の改正は小数点へ修正するものです。議案に戻っていただき、3 分の 3 ページをご覧ください。附則、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

国民健康保険の条例改正についてお尋ねいたします。今回の条例改正、主にはですね、今まで保険料の算定にあたってとってきた仮算定というシステムを廃止するというものと理解しました。そこでですね、町が今現在行っている仮算定とは簡単に言うとどのようなものか教えていただきたいと思います。そしてこれを情報システムの標準化によるということで今回廃止するわけなんです、廃止したほうがどのような点でよいと考えているのか、メリットデメリットについても教えていただきたいと思います。併せてこの仮算定、廃止する義務があるのか教えてください。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

はい、それではお答えいたします。まず、仮算定に関しましては、なぜ仮算定があるのかというと、多くの市町村で本算定のみ状況になっておりますけれども、本算定というのはですね、前年度所得が確定してから実際に当年度の保険料を確定させるためにやる作業なんですけれども、その前段として、それがまだ決まってない 4 月から 7 月分について、前々年度の所得に応じて保険料を仮に設定して納めて頂くというような仕組みで、そうした仕組みを今回自治体情報システムの標準化の導入もありまして廃止する運びになったんですけれども、その理由としましては、今年度もそうなんですけれども、すでに還付金ですかね、仮算定から本算定に変わる課程でですね、100 万以上の還付金が発生している。件数も 20 件から 30 件程度ですかね、これは毎年そういった還付処理が発生しておりますので、そういった加入者の世帯にとってもですね、請求書を出さなきゃいけないですとかですね、そういったところがですね、とてもご負担頂いている点かなと思ひまして、この

機会に廃止というような考えに至っております。廃止の義務については、義務はありませんけれども、多くの市町村で本算定のみを採用している経過としまして、東栄町もそうなんですけれども、毎年非常にわかりにくい仕組みなので、なぜ仮算定にこんなにたくさん保険料を払って本算定に保険料を戻ってくるのか、というようなお問い合わせとかですね、逆のケースもありますので、そうしたとしても、ちょっとわかりづらい仕組みだということで、毎年そういったご意見も頂いておりますので、そういったものをですね、非常に分かりやすく、前年度の所得を確定してから本算定で保険料を賦課していく、決定していくというような仕組みに変更することが、加入者世帯にとってもですね、負担が少なくわかりやすい仕組みになるという事で、今回そういった仮算定廃止というようにしていこうと考えた理由となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第 76 号を常任委員会に付託いたします。

午前中は 77 号まで続けますのでよろしくお願いいたします。

#### ----- 議案第 77 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18、議案第 77 号「東栄町保育所設置条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

議案第 77 号、東栄町保育所設置条例の一部改正について説明いたします。3 分の 3 ページをご覧ください。提案理由につきましては、現行の保育所の運営に合わせ実施する事業の内容の記載、広域入所、入所の制限及び利用料の徴収について一時預り事業を追加し修正を行う必要があるから議会の議決を求めため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表をご覧ください。4 分の 1 ページになります。第 4 条に嘱託医調理員その他必要な職員等を置く。を追加いたします。2 項を削除いたします。次に第 5 条事業について、保育所において次に掲げる事業を行うを新設いたします。次に 4 分の 2 ページをお願いします。第 5 条を第 6 条とし、(1)(2)を第 6 条に、保育所に入所できる児童は本町に住所を有する子ども子育て支援法第 20 条第 1 項の規定により同法第 19 条第 1 項第 2 号、または第 3 号のいずれかの区分にある認定を受けた児童とする。とし、(1)及び(2)を削除いたします。続きまして、第 6 条第 2 項を広域的利用を新設いたします。第 3 項、定員に達しない場合には、その範囲において教育、保育給付認定子供以外の児童「私的契約児」という、を保育園入園させることができる。4 項を、その他省庁が保

育所において保育する必要があると認める児童を入所させることができる。を新設いたします。続きまして第7条入所の制限を新設いたします。4分の3ページになります。保育料第6条を第8条とし、第6条各項の規定に該当する児童を、第2条に規定する保育所に入所させたときは、保護者から保育料を徴収することができるものとする。と明記いたします。続きまして第10条一時預り保育料を新設いたします。町長は、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預り事業を提供した時は、保護者から一時預り保育利用料を徴収する。2項前項の規定により徴収する一時預り保育料の額は、町長が規則で定める額とする。を新設いたします。続きまして4分の4ページになります。第11条保育料、時間外保育利用料及び一時預り保育利用料を追加いたします。第10条を削除いたします。第11条を第13条と改定いたします。以上になります。前のページに戻って頂いて3分の3ページです。附則、施行期日、この条例は令和8年1月1日から施行する。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第77号を常任委員会に付託いたします。

午前中の議事はここまでといたします。午後は議案第78号より再開をいたします。午後1時再開です。これより休憩といたします。

----- 議案第78号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは少し前ですけれども、揃ってみえますので始めたいと思います。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19、議案第78号「令和7年度東栄町一般会計補正予算(第8号)について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いします。議案第78号、令和7年度東栄町一般会計補正予算(第8号)について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ7,386万円増額し、予算総額を42億3,157万8千円とするものです。地方債の変更は5ページ第2表、地方債補正により限度額を5,000万円追加するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。10ページをお開きください。2款1項3目会計管理費12節指定金融機関派出所業務委託料は、愛知県最低賃金改定により増額するものです。3款1項3目障害者福祉費19節療養介護医療費、障害者医療費、精神障害者医療費、障害者自立支援給付費及び地域生活支援事業費は、実績見込みにより増額するものです。22節前年度障害者自立支

援給付費負担金等返還金及び障害児入所給付費等負担金返還金は、令和6年度の事業精算に伴い変換するものです。2項1目児童福祉総務費1節会計年度任用職員報酬は、放課後児童クラブの職員について増額するものです。22節子ども子育て支援金交付金返還金及び児童手当交付金返還金は、令和6年度の事業精算により返還するものです。12ページ4款1項2目予防費22節出産子育て応援交付金返還金は、令和6年度事業の精算に伴い返還するものです。2項1目環境衛生費18節新城北設ごみ処理広域化推進会議負担金は、基本構想策定に関連する構造耐久性調査を実施するために追加するものです。2目火葬場費12節火葬業務及び火葬場管理業務委託料は、担当職員が10月末で退職したことに伴い、次の職員が手当できるまでの間、民間業者に委託して業務を遂行する必要があるため増額するものです。9款3項1目学校管理費10節光熱水費は、中学校水道に漏水箇所があり、水道料金が増えたことにより増額するものです。6項1目総務管理費7節施設運営協議会委員謝礼は、会議の回数を1回増やす事による増額です。14ページ10款3項2目公共土木施設災害復旧費14節公共土木施設災害復旧工事は、追加工事分と休工期間中に係る費用を増額するものです。12款1項1目財政調整基金費24節財政調整基金利子積立金と、5項1目庁舎建設等基金費24節庁舎建設等基金利子積立金は、利率上昇により利息が増えたことにより増額するものです。11項1目情報基盤整備基金費24節情報基盤整備基金積立金は、北設情報ネットワーク民間移行に係る町村負担金に対する県補助金を後年の償還金の財源とするために積立るものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款1項市町村民税2項固定資産税3項軽自動車税及び4項町たばこ税については、歳入見込みにより増減するものです。6ページ14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金と更生医療費負担金は、実績見込みにより増額するものです。15款2項1目総務費県補助金の三河山間地域情報格差対策費補助金は、北設情報ネットワーク民間移行に係る町村負担金に対するもので、通信整備事業に関しては対象事業費の20分の1、放送整備事業に関しては対象事業費の10分の1が交付されます。2目民生費県補助金の障害者医療費支給事業補助金は、障害者医療費と精神障害者医療費の実績見込みにより増額するものです。16款1項2目利子および配当金の財政調整基金利子と庁舎建設基金利子は、利率変更により増額するものです。8ページ18款1項2目財政調整基金繰入金は、今回の補正にかかる財政調整として減額するものです。20款4項1目雑入の広域消防事務費精算金は、令和6年度の広域消防事務負担金の精算により新城市から返還されるものです。21款1項8目災害復旧費の町道下古戸浅井線災害復旧工事は、同工事の財政として増額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに歳出全般について、歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、お伺いたします。補正予算説明書の14ページの10款3項2目公共土木施設災害復旧工事5,754万4千円についてお伺いたします。町道下古戸浅井線の一部再崩壊ということでの追加ということですが、一部再崩壊の概要、設計変更の内容、工事期間などの事業の概要をお伺いしたいと思います。併せて事業のこれらの概要についてですね、わかる資料について、この後議会でお認め頂ければ請求したいと思っております。また、今、ただいまのご説明でですね、休工期間に対する費用を見込んでいるということなんですけれども、どのような条件で、このうちいくらと考えるのか教えてください。

議長(加藤彰男君)

建設課長。

建設課長(原田経美君)

工法等は委員会ですけれども、補償の方につきましては、設計の中に入れて計上しております。現場のですね、ハウスとかですね。あとは足場等の借りているものですね、そういったものの工期が延長したための補償となっております。

議長(加藤彰男君)

はい、では委員会でっていう事ですね。

はい、浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、ありがとうございます。延長に係る補償という事で、支払う額についてはまたお示ししたいと思っております。そしてですね、今回新たに発生した再崩壊という事によろしいでしょうか。過去にも土砂崩れが再び起きて設計を変更したという事があったかと思っております。今回新たに発生したものに対する延長の保障という事でいいのかどうか、その点が1つです。それからですね、今回の事業費については継続費で予算をとられていたものであります。令和5年度6年度7年度の継続事業で総額が2億5,000万円となっております。今回の費用の追加にあたってですね、継続費の明細についても訂正して再度ご提示して頂く必要があるのではないかと思いますけれども、認識を伺います。

議長(加藤彰男君)

建設課長。

建設課長(原田経美君)

崩壊により増えたものというのはですね、面積等もありますので一概に全てで言うのはなかなか難しいかと思っております。それから先ほどの補償費につきましても、設計費で見ると

めにその内容をですね、詳細に、なかなかこれがいくらというのはなかなか難しい状況でございます。それから、継続費につきましてはですね、5年度、6年度継続費としてあげたものなんですけれども、それを1回、7年度には新しく予算としてあげておりますので、どういったものを示すのかというのはちょっとよく分からないですけれども、普通の一般的な工事費と同じような考えとなります。

議長（加藤彰男君）

今の点も含めて委員会ということでもいいですか。ありますか。いいですか。

はい、以上で歳出の質疑を終わります。次に歳入全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の6ページ15款2項1目の三河山間地域情報格差対策費補助金651万5千円についてお伺いいたします。北設情報ネットワークの民間譲渡にあたって愛知県が東栄町に支払う補助金ということだと思います。この補助金ですね、3町村における総額、その按分方法でありますとか、この補助の対象となる費用の名目と総額、事業費の総額ですね、そして今後の歳入の見込み額のわかる資料をお示しいただきたいと思います。この点は議会で諮ってお認め頂ければ資料請求したいと思いますが、今、細かくお分かりになるようでしたらお答え頂けたらと思います。

議長（加藤彰男君）

委員会でいいですか。

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今現在は細かい資料、手元にありませんので、議会の方で出すという事であれば検討したいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第78号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第79号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第20、議案第79号「令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

それでは補正予算書の9ページをご覧ください。議案第79号、令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。10ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ4,581万円減額し、予算総額を4億1,755万5千円とするものです。補正予算書の24ページをご覧ください。歳出2款1項1目一般被保険者療養給付費18節負担金補助及び交付金3,952万4千円の減。給付見込により減額補正するものです。2款1項2目一般被保険者療養給付費18節負担金補助及び交付金65万9千円の減。こちらも同じく給付見込により減額補正するものです。2款2項1目一般被保険者高額療養費18節負担金補助及び交付金562万7千円の減。同じく給付見込により減額補正するものです。22ページをご覧ください。次に歳入です。3款1項1目保険給付費等交付金7,273万7千円の減。歳出補正予算の保険給付費の減額に伴う補正と、令和6年度分の過大交付された交付金の減額調整分の補正です。5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金1,655万5千円の増。不足となる歳出予算に充当するものです。6款1項1目繰越金1,037万2千円の増。繰越金の確定に伴う増額補正です。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。補正予算説明書の22ページの3款1項1目保険給付費等交付金の7,273万7千円の減額についてお伺いいたします。この内訳として給付の見込みと、それから令和6年度の過大交付の減額交付の計だというご説明がありました。この交付金ですね、過大交付された額、そして減額交付に至った経緯、原因と対策が分かる資料をまた議会として請求出来ればと考えておりますけれども、その点について現時点でお答え頂けたらと思います。

議長(加藤彰男君)

税務会計課長。

税務会計課長(藤田智也君)

はい、それではお答えいたします。まず令和6年度分の減額調整額につきましては、2,692万7千円が減額調整分となります。これに過大交付に至った経過としましては報告誤りが原因となりますけれども、担当職員がですね、毎月概算交付分と精算分を含めて愛知県に

報告する仕組みになっているんですけれども、令和6年度の概算交付分が過去の実績から算定されることから6年度実績より多く交付されていることがあり、年度途中で何度か修正している中で、ひと月分の報告値に誤りが生じてしまったので、それが原因となっております。係内では2人で確認しておりましたが、昨年度前任者2名の退職等もありまして確認する部分が欠けていたことから報告誤りとなってしまう、大変申し訳ございませんでした。再発防止策としましては、毎月の報告値を複数人で確認することと、歳出整理簿の支出額と県から交付される交付額との均衡をですね、月報の作成時においても再度確認するよう、毎月複数回の確認を行う手順を係内で共有し、報告誤りがないように取り組んでいっております。ですので、これ以上の資料としてまとめたものはございませんが、この報告をもって代えさせていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。続いて関連してお尋ねしたいんですけれども、よろしいでしょうか。今回の補正予算ですね、今回の事業、国民健康保険の事業全体としての今年度の運営と言いますか現時点での決算に向けての見込みなどが反映されているものと思います。その中でですね、今回の決算見込みを受けて町が今提案している国民健康保険料の値上げについて、議会に説明するべきだという立場から関連質問させていただきたいと思います。町は国民健康保険の審議会に対して今年の10月、来年度令和8年度に1人当たり1万5千円を超える国民健康保険の値上げを提案しておりますが、議会には示しておりません。しかし昨年、失礼しました、今年度の令和7年度国保料値上げするにあたっては、昨年12月議会の前に資料を示してご説明頂いたと記憶しております。この点ですね、事前に方針を議会に説明するという、町の従来のやり方を転換するという事になったのだと思いますけれども、その理由をお伺いしたいのと、併せてこの値上げの案についても議会にご説明いただきたいということでご答弁ください。

議長（加藤彰男君）

関連という事ですけども、この議題のところに関連はしていますけれども議題ではないですけども、執行部の答弁はできますか。それとも委員会でその他で答弁しますか。町長どうですか、この場でいい。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

10月の国保運営協議会の時点では、その算定過程の1つとして報告させて頂いたものですので、それをもって改正案ということでございませぬので、あくまでも算定の1つの過

程の1つとして報告させて頂いて1つの方向としてですね、あり得るところの1つとして報告させて頂いたので、それが方針転換したものではありませんので、その辺はご承知おきください。あと、令和8年度の当初予算の策定時にですね、そういった説明をさせて頂きたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第79号を常任委員会に付託いたします。

#### ----- 議案第80号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第21、議案第80号「令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

それでは東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の1ページをお願いします。議案第80号、令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。その前に資料の訂正をお願いいたします。先ほど議会が始まる前に配らさせていただきましたが、7ページの負債の部のところですね、6繰延収益の長期前受金の数字ですが、ここが昨年度末の期末の残高が差し込まれておりませんでしたのでそれを訂正させていただきます。次の8の剰余金の2の補助金のところに数字が入っていましたが、これは数字の入力ミスでしたので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。それでは補正予算書の2ページをお願いいたします。第2条、令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。建設改良費、浄化センター機器設備更新工事、補正予定量229万9千円。計3,784万8千円。第3条、予算4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。支出第4款第1項建設改良費、補正予定量229万9千円。計9,016万1千円。第4条、予算5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のように改める。資本的支出、建設改良費、浄化センター機器設備更新事業、総額1億3,585万円、令和7年度分3,784万8千円。それでは補正予算説明書で説明いたします。補正予算書の8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出ですが、4款1項1目建設改良費229万9千円の増。これにつきましては、高速ろ過器の更新工事において、配管の繋ぎ目に石綿含有内面シートパッキン、分かりやすく言えばアスベストパッキンと言われるものになりますが、あることが判明したため、その処分費用を追加計上するものになります。東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑をおわり、議案第 80 号を常任委員会に付託いたします。

----- 報告第 5 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、報告第 5 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

報告第 5 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告いたします。内容は令和 6 年度の点検評価でございます。この報告は、第 6 次東栄町総合計画にあげた政策目標ごとに達成状況と今後の課題を点検評価することによって、翌年度以降の取り組みに生かすことを目的としており、10 月に開催した総合教育会議で承認されたものでございます。それでは主な実施状況と今後の課題を抜粋して説明いたします。まず 5 ページをご覧ください。施策評価シート、基本施策 1 学校教育の項目です。個別施策 1 の 1、一人一人に応じたきめ細かな教育の推進です。令和 6 年度の実施状況、上から 5 項目目です。特別に支援が必要な児童生徒に対しては特に細かく配慮して、教職員保護者の共通理解を基盤にした丁寧な指導を行いました。得られた効果と今後の課題として、学校生活に適応でき力を伸ばすことができました。義務教育終了後を見通して方針を立てて指導することが、今後必要であります。次に 6 ページをご覧ください。個別施策 1 の 3、連携教育の推進です。一番上の項目です。令和 6 年度よりコミュニティスクールを設置し、未来を担う子供たちをみんなで育てる、将来につながる人づくりを理念としました。右側、今後の課題として、学校運営協議会を年 5 回、地域学校協働本部会議を 2 回開催しました。東栄コミュニティスクールだよりや東栄チャンネルの掲載等で町民にも周知しておりますが、より一層の連携の強化と情報共有が必要です。同じページ個別施策 1 の 5、小中学校の施設設備の充実です。2 項目目です。東栄中学校 50 周年記念事業の一環で学校施設環境改善交付金を活用し、東栄中学校体育館床改修工事と Wi-Fi 設置工事を実施しました。右側、体育館床は安全で明るい床となり、安心して利用できる施設となりました。これにより Wi-Fi 設置工事は普通教室及び特別教室でのネットワーク環境が不十分であるためアクセスポイントを取り付けました。今後も学習環境の改善に努めます。7 ページをご覧ください。1 番上の項目です。東栄中学校 50 周年を記念して中学校の制服をリニューアルし、記念式典にて披露しました。右側、

多様性の時代に合わせてブレザーの制服とし、令和7年度の生徒分から町で補助することができました。次に9ページをご覧ください。基本施策2、家庭、地域による連携教育についてです。個別施策2の1、家庭教育への支援です。上から4項目目、不登校や配慮が必要な家庭に対して、学校だけではなく行政でも情報共有し、対応検討を行いました。右側、これにより課題や案件に応じて相談相手が変わるため、個人情報や役割分担に留意しながら進めていく事が必要です。個々の状況に合わせて今後も対応してまいります。次に11ページをご覧ください。基本施策3、生涯学習、生涯スポーツについてです。個別施策3の1、生涯学習の充実です。11の生涯学習講座を開設して、延べ60回を運営しました。1回のみの講座は2講座実施しました。右側、参加者の関心に講師が積極的に答えていただき、充実した生涯学習講座が実施できました。1回終了の講座にも関心がある受講者が多かったため、数回出来る対応が必要であります。個別施策3の2、スポーツ活動の充実です。B&G事業として水辺の安全教室、カヌー教室、ごみ清掃、リーダー研修、キッズマリーフェステバルなど行いました。右側、B&G事業として活動を継続的に推進し、水辺に親しみ安全に対する意識向上や地域指導会と連携協力し組織の充実を図ることができました。今後も子供たちを中心に楽しく学べる事業を行っていきます。次に13ページをご覧ください。基本施策4、文化の保存と継承です。個別施策4の1、伝統文化の継承です。将来への継承の方策等を共有するため、花祭り保存会長情報交換会を開催しました。右側、花祭りの実施内容、子供たちの舞習い方法等について、各保存会長よりそれぞれの意見を出してもらうことで情報共有ができました。補助金の活用などの情報提供を引き続き行います。次に14ページをご覧ください。基本施策5、多様な学びの場です。個別施策5の1、人権尊重の推進です。小中学校ともに人権学習を実施しました。日常的に児童生徒の観察と教職員間の情報共有を行い、いじめを見つけて対応するとともに、人権週間でも重点的指導など各種の学習を年間指導計画に位置付けて人権意識の高揚に努めました。右側、いじめにつながる児童生徒の行動の早期発見と指導ができており、他者への思いやり、差別を許さない意識、命を大切に作る心を育てることができました。それぞれの子供の状況を把握し、組織的に個に応じた対応ができました。その後の15ページ以降は報告済の主要施策の成果報告書となります。主な点を抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましてはお手元の報告書のと通りの点検評価でございます。なお、この点検評価報告書は、この後町ホームページで公開しますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

報告が終わりました。報告について質問がありますか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。まず5ページの個別施策の1の1、一人一人に応じたきめ細かな教育の推進という事でお尋ねしていきたいと思えます。個別施策の中にですね、一人一人に応じた学習指導を行い、基礎学力の向上を図りますというふうに書かれています。その実

施達成の状況をお伺いしたいと思います。また、特別に支援が必要な児童生徒に対する指導、内容いまご説明頂いたんですけども、もう少し具体的にどのような対応しているのか教えていただければと思います。2点目、東栄町の児童生徒の学力、学習状況は全国や愛知県の平均に対して今どのような状況にあるのかお伺いしたいと思います。併せて、その状況に対する町の受け止め、課題や対策などありましたら教えてください。このことですね、学校での学びで躓いている子がいやしないかと心配することからお尋ねするものなんです。東栄町では塾など学校の外でのサポートを受けるという事が他の自治体に比べて難しいので、この学校の場合で理解を深めるという事が他の自治体よりも大変重要だと思います。その躓きがあった時に乗り越えられるサポート体制というのが極めて重要だと思うことからお尋ねしたいと思います。3点目、小中学校における不登校やいじめの認知件数をお伺いします。また、その特徴と対応をお伺いいたします。不登校の解決、早期発見と正確な把握が課題とありますけれども、現状以上にどのような努力が必要とされていると考えているのか、どのような対策ができるのか教えていただきたいと思います。併せて今も不登校やいじめが継続しているという場合には、それぞれの件数をお伺いいたします。続いて6ページの1の3です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員、一度長いのでここで一旦区切って質問しないと、答弁の方が。もう一度、今の段階で何項目、4つあったかと思いますが、もう一度確認、項目だけ言ってください。

3番（浅尾もと子君）

はい、失礼いたしました。まず1点目がですね、一人一人に応じた学習指導を行い、基礎学力の向上を図りますと、その文言に対する実施達成状況をお伺いしたいという事。併せて特別に支援が必要な児童生徒に対する指導、具体的な内容をお伺いしたいという事です。2点目、児童生徒の学力、学習状況をどのように把握しているのかですね、全国や愛知県平均に対してどのような状況にあるのか、課題や対策があれば何うという質問です。3点目は小中学校における不登校やいじめの認知件数、その特徴と対策、今も継続しているものがあればそれぞれの件数を何うというものです。

議長（加藤彰男君）

はい、いいですか。

はい、教育課長。

教育課長（青山章君）

まず最初に、1番目になりますが、現在小学校89名、中学校64名であり、各学年1クラスであるため教員の目が一人一人に行き届きやすい状況はあります。そのため理解が難しそうな箇所等は個別に指導を行うようになっております。また、特別に支援が必要な児童生徒に対する支援については、必要とする支援が個人により異なるため一概には言えま

せんが、特別支援学級や教科によった取り出しと言いますが通級学級というのがあります。通級学級で個別に指導するというようなきめ細かな対応をしております。また、普通学級には支援員を配置して授業のサポートなども行っております。②番の学力調査につきましては、今年度小中ともに県平均、全国平均を上回った平均値となっております。3番目、3つ目の不登校やいじめの関係ですが、不登校につきましては、小学校で3名、中学校で5名おりますが、但し完全に登校していない児童生徒はおらず、全員短縮の登校など何らかの形で学校と繋がっている状況であります。いじめの認知件数につきましては、令和6年度ですが小学校で38件、中学校で6件あります。小学校も中学校も冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われるが多くを占めております。対策としましては、アンケートを行い発見の糸口とし学級担任と相談するという流れがほとんどであります。小中ともに誰にも相談していないというケースは0件と把握しております。また東栄町いじめ防止基本方針に基づき、東栄町いじめ問題対策協議会を設置して年2回会議を行い、情報共有も行っております。また、毎月の校園長会でも生徒児童の状況を報告頂いて把握しており、早期発見と早期対応に努めておる状況であります。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。続いてですね、6ページの1の3、連携教育の推進についてお尋ねしたいと思います。2点ございます。まず1点目は、東栄中学校の卒業生、生徒さんの進学状況をお伺いしたいと思います。どこの自治体に何人ぐらい通って見えるのか、公立私立の別、通信制利用の人数などお答え頂けたらと思います。2点目は連携教育のその根幹であります田口高校についてです。田口高校ですね、町はご提示頂いた愛知県に対する今年度の要請文書の中でですね、田口高校に対してたくさんの要請をしております。田口高校でですね、魅力を生かした学校づくり進めて頂いているとしますけれども、ICT教育等による教育手段の広がりを生かして、県内各地域に高校を残しつつ制度を見直すことにより多様な高校選択も可能になると、当町のような条件不利地域においても若者が経済的な理由に左右されることなく都市部と同様な学習機会が保証されるという。多様な学びという事を町として求めているのかなと思ったんですけども、ただ、東栄町の町民からもですね、この田口高校をさらに充実させてほしいんだという声を聞きます。田口高校ですね、これからもずっと存続していただき、また、魅力をさらに高めていただくということにあたって、町として課題があれば教えていただきたいと思います。その対策と併せてご答弁頂ければと思います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長(青山章君)

教育課長 まず1つ目の中学校の生徒の進学状況であります。令和6年度13名卒業です。私立から報告いたします。名古屋市1名、日進市1名、豊川市1名、静岡県内1名の計4名。公立学校です。新城市2名、設楽町2名、豊橋市2名、蒲郡市1名、静岡県2名、合計で13名となります。2つ目の田口高校の関係です。中高連携として文化祭での交流、田口高校と中学校との教員の授業交流など、中高の連携を図っているところです。生徒、保護者へ田口高校よく知ってもらい進路の選択の参考としております。田口高校では高校の魅力化プランに基づく取り組みとしまして、1つ目、林業教育の充実ということで学校設定科目スマート林業を2026年度に新設し、高性能林業機械やドローンなど先端設備を活用した林業の知識、技術、林業の見方、考え方の習得を行うと聞いております。2つ目、環境教育の充実ということで、こちらも学校設定教科としてアウトドアを2026年度より新設し、演習林施設を活用した安全なアウトドアライフを主軸とした環境教育の実施を行うと聞いており、田口高校の方でも魅力化増進について努力して頂いております。現状としましては、東栄町からは10名の生徒が通っている状況であります。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、ありがとうございます。来年度に様々な取組が田口高校で考えられているという事、今教えて頂いて大変参考になりました。この田口高校がですね、やはり最寄りの学校でありますので、ここにみんなが通いたいと思えるような環境づくり、是非、町としても頑張っていたきたいなというふうに思います。現在10名の方が通っておられるということで、今教えて頂いた進学先には県内または県外ですね、かなり長距離に通って見える方がいるんだなということがわかりました。やはり身近で進学できるように頑張っていかなければいけないと思います。また別にですね、13ページの4の2、文化財の保存・継承環境づくりという点でも教えていただきたいと思います。町指定文化財の所有者の更新事業として、所有者が変更されていない文化財について所在の調査、確認を実施したと、その今後の課題として代替わりで関係者と連絡が取れない、所在の確認も進んでいないというような課題が書かれております。今回ですね、このような記載があつて問題に、私も例えば文化財が破損してしまっているとか、なくなってしまうとか、様々な問題があるものと考えます。この事業のですね、文化財審議会の資料など、この文化財に対する町の管理、今後のどうしていきたいのかということのを改めて議会にご提示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議長(加藤彰男君)

教育課長。

教育課長(青山章君)

文化財につきまして、審議会での話の内容等、まとめてまた報告させていただきたいと思えます。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

以上で報告第5号を終わります。

---

議長(加藤彰男君)

ちょっと、しばらくお待ちください。

今お配りしました内容については、その後になりますけれども、日程第23の陳情の後です、資料についてやりますので、前もってお配り致しましたのでよろしくお願いいたします。それでは議事の方に戻ります。

----- 陳情 -----

議長(加藤彰男君)

日程第23、「陳情について」を議題といたします。先の議会運営委員会で確認しましたように、本定例会には陳情請願一覧表にあります5件の陳情が提出されています。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、5件の陳情は常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって陳情5件を常任委員会に付託いたします。

---

議長(加藤彰男君)

それでは、今お手元の資料のほうでご覧ください。この前の議案質疑の中で、常任委員会の審査に関わる資料を求める発言がありました。その内容は質疑の中で出されましたが、この件についてお諮りいたします。浅尾議員の方からですね、この資料にありますような形で資料請求がありました。なお鏡について、表紙につきましては、こちらの方で、私の方で作りましたので、基本的に今後ありましたらこういうような様式にさせていただくということで、2枚目が浅尾議員から提出された内容というふうになります。この前確認してい

ますように議員からの、また議会からのについての資料請求については、本会議または議会運営委員会、また休会中については議長においてですね、請求等を判断し請求を行うという事になっております。2枚目にありますように、浅尾議員の方からは、先に言いましたように質疑の中でも出されましたけれども、この内容で資料請求があります。なお、その他のところの、あります議案第79号のその他についてはですね、これは今回についてのことですから、これは執行部の方で判断して頂くというふうになるかと思えます。この内容につきましてですね、資料提出を本会議で、今定例会の委員会審査に向けてですね、請求すると、提出をお願いするという事でよろしいでしょうか。これについてご意見があればお願いいたします。

よろしいですか。それでは異議なしと認めます。

執行部の方は議案についての部分とその他がありますが、その他については執行部が判断されるということで、議案についてはよろしいですか。

いいですか。はい。

それでは執行部の方も了解ということですので、委員会審査までに議会の方に提出をお願いいたします。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了致しました。次回は会期日程に基づき12月12日金曜日午前10時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。